

令和2年12月18日

「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」開催要綱

1. 趣旨

平成22年の児童福祉法の改正（平成24年施行）において、18歳以上の障害者については、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。この際、現に障害児施設に入所している18歳以上の者が退所させられることがないよう「みなし規定」を設け、経過的に入所を継続できることとした。現在も福祉型障害児入所施設については経過的な取扱いが続いている。

その後、令和2年2月に取りまとめられた「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書では、「みなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言された。

これらを踏まえ、移行が困難な者の受け入れ先調整や、今後とも毎年18歳以上に達する障害者の移行調整の枠組み、受け皿整備の有効な方策等を整理し、円滑な移行を進めていくことができるよう検討を行うため、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて
- (2) 移行先の調整・受け皿整備の有効な方策について
- (3) その他

3. 構成等

- (1) 本実務者会議は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が学識経験者、地方自治体、障害児入所施設、成人施設等の関係者の参集を求めて開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本実務者会議の座長は構成員の互選により選出し、座長代理は座長の指名により選出する。
- (4) 座長は、必要に応じ意見聴取等のため、構成員以外の者を参加させることができる。
- (5) 本実務者会議は、未移行者が多い個別障害児入所施設の実情や、個々の利用児童の状況等に言及する必要があり、個人情報の保護等に支障を及ぼすおそれ等があることから、各回の終了後に、個人情報の保護等に支障のない資料及び議事要旨を公表することとする。
- (6) 本実務者会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室が行う。
- (7) その他、本実務者会議の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

(別紙)

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議 構成員名簿
(敬称略、五十音順)

(令和3年1月6日現在)

| | | |
|----|-----|-----------------------------------|
| 榎本 | 博文 | 公益財団法人日本知的障害者福祉協会理事・障害者支援施設部会 部会長 |
| 遠藤 | 篤也 | 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 課長 |
| 遠藤 | 智子 | 福島県保健福祉部障がい福祉課 課長 |
| 加藤 | 恵 | 半田市障がい者相談支援センター センター長 |
| 菅野 | 寿井 | 福島県こども未来局児童家庭課 課長 |
| 北川 | 聰子 | 公益財団法人日本知的障害者福祉協会副会長・児童発達支援部会 部会長 |
| 小崎 | 慶介 | 全国肢体不自由児施設運営協議会 会長 |
| 埼玉 | 和夫 | 公益社団法人日本重症心身障害福祉協会 理事長 |
| 鈴木 | 香奈子 | 東京都立川児童相談所 所長 |
| 高橋 | 朋生 | 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 |
| 田村 | 和宏 | 立命館大学産業社会学部 教授 |
| 丹羽 | 彩文 | 社会福祉法人昴経営企画室 室長 |
| 箱嶋 | 雄一 | 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 課長 |
| 藤井 | 宏孝 | 徳島県保健福祉部障がい福祉課 課長 |
| 又村 | あおい | 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長 |
| 黛 | 昭則 | 埼玉県福祉部障害者支援課 課長 |
| 山川 | 雅洋 | 大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長 |
| 米山 | 明 | 社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 理事 |

(合計 18名)